



平成21年10月9日

各 位

会 社 名 株式会社ファーマフーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 金 武祐
コ ー ド 番 号 2 9 2 9 (東 証 マ ザ ー ズ)
問 合 せ 先 取締役総務部部长 皿谷和久
T E L 0 7 5 - 3 9 4 - 8 6 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年10月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年10月28日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法の施行を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) その他、条文の削除に伴う条数の繰り上げを行うものです。

2. 定款変更の内容

定款一部変更の内容は、別紙変更案のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年10月28日(水)
定款変更の効力発生日	平成21年10月28日(水)

別紙変更案（下線部分は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第11条～第40条 (記載省略)</p>	<p>第10条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</p>

以上